

食品衛生責任者実務講習会（オンライン受講）について

本講習会は、食品衛生責任者の責務として法令で定められている「食品衛生に関する新たな知見の習得」のために、定期的に受講する講習会*です。1年以内に受講していない方は、必ず受講しましょう。（予約不要）

◎市のホームページにおいて、実務講習会の動画を公開しておりますので、受講をお願いいたします。

（裏面のホームページアドレスをご確認ください。）

【講習会の内容】

※令和6年6月1日から講習会の実施内容について、変更を行っておりますので、ご注意ください。

講習時間：1時間程度

- 食中毒事案について
- 食品衛生法について
- HACCPとは？
- HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 など

（市ホームページにおいて、食品衛生に関する最新情報を掲載しておりますので、ご確認ください。）

【講習会受講後のアンケート（小テストを含む）の実施】

- ・講習会の受講後に船橋市スマート申請から「食品衛生責任者実務講習会 受講後アンケート（小テストを含む）」の入力をお願いいたします。

（詳細は裏面をご参照ください。）

- ・保健所職員が入力された情報を確認いたします。（立入検査の際などに利用いたします。）

◎新たに食品営業許可を申請された方へ

許可書の交付は、講習会の受講を確認した後に行います。

また、許可書のお受け取りの際は、黄色のB5サイズの「検査結果書」をお持ちいただき、検査結果書に記載された交付日以降に船橋市食品衛生協会（保健福祉センター4階）にお越しください。

*食品衛生責任者が順守すべき事項として、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表17ハ(1)で以下のように定められています。

・都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること。



担当

船橋市保健所衛生指導課食品指導係

TEL 047-409-2594

○実務講習会（オンライン受講）の実施方法

（１）実務講習会を受講

- ・以下リンク先をご確認いただき、実務講習会の受講をお願いいたします。

【船橋市ホームページ】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/eisei/001/p090247.html>



（２）食品衛生責任者実務講習会 受講後アンケートを入力

- ・以下リンク先から、「食品衛生責任者実務講習会 受講後アンケート（小テストを含む）」を入力してください。

【船橋市スマート申請】

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/surveys/6298095203465380258>



・保健所の担当者が、入力された情報を確認します。なお、新たに営業許可を取得された方については、船橋市食品衛生協会（食品営業許可書交付業務委託先）に対して、講習会への受講状況に関するデータを共有いたします。

※本市の電子手続きサービスの更新により、令和7年3月以降に実務講習会（オンライン）を受講される方について、実務講習会 受講後アンケートの入力方法が異なりますので、ご注意ください。

【変更内容】

- ・これまでは、「実務講習会受講後アンケート」をシステムから出力し、データや紙で保存するようお願いしていましたが、今後は保健所職員にて入力された情報を確認します。